

平成 20 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名：株式会社電通
(コード：4324 東証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 高嶋達佳
問合せ先：広報室長 小林 光二
(TEL：03-6216-8041)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、会社法第 370 条の規定に基づき、取締役会を開催することなく、書面による提案を行い、平成 20 年 11 月 28 日までに取締役の全員から書面による同意を取得し、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「決済合理化法」という）」の施行による株券電子化にあたり、平成 21 年 1 月 4 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 100 株に分割する株式分割を行うとともに 100 株を 1 単元とする単元株制度を採用することを決議し、併せて会社法第 184 条第 2 項および同 191 条に基づき、定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に関し、監査役からの異議はございませんでした。

また、上記の変更のほか、当社定款には決済合理化法第 6 条第 1 項および会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 86 条に基づき、みなし定款変更が行われますので、併せてお知らせいたします。定款変更およびみなし定款変更の詳細は下記のとおりです。

記

1. 定款変更およびみなし定款変更の理由等

- (1) 株式分割（普通株式の 100 分割）および単元株制度（100 株を 1 単元とする）の採用に伴い、関連する条文の変更および新設を行うものであります。
- (2) 決済合理化法の施行に伴い株式が電子化されるため、株券の発行に係る条文（定款第 7 条）が削除されているものとみなすものであります。また、単元株制度の採用により単元未満株式が発生するため、単元未満株式に係る権利について所定の定めがあるものとみなすものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容およびみなし定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

株式分割の基準日：平成 21 年 1 月 3 日（土曜日）

株式分割および単元株制度採用の効力発生日：平成 21 年 1 月 4 日（日曜日）

定款変更の効力発生日：平成 21 年 1 月 4 日（日曜日）

整備法第 86 条のみなし定款変更の効力発生日：平成 21 年 1 月 4 日（日曜日）

決済合理化法第 6 条第 1 項のみなし定款変更の効力発生日：平成 21 年 1 月 5 日（月曜日）

以上

(1) 定款変更の内容

(下線を付した部分は変更および新設箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>11,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>1,100,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条の2 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> 第2条 <u>第5条および第7条の2の定款変更の効力発生日は、平成21年1月4日とする。</u> <u>2. 本附則第2条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

(2) みなし定款変更の内容

(定款への添付文書は以下のとおりです。)

(ご案内)

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」および「会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」に基づく定款変更事項について

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「決済合理化法」という）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法第6条第1項に定めるみなし定款変更により、当社定款第7条（株券の発行）は削除されたものとみなされております。

また、当社は平成21年1月4日付で、会社法第191条の規定により単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をしておりますので、会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第86条（端株に関する経過措置）に定めるみなし定款変更により、当社定款には株主の単元未満株式に係る権利について、以下の定めがあるものとみなされております。

- 1 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 剰余金の配当を受ける権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

以上

以上